



平成 30 年 3 月 23 日

各 位

会社名 エルナー株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山崎眞哉
(コード番号 6972 東証第2部)
問合せ先 取締役上席執行役員経営企画部長 村田健一郎
(TEL 045-470-7258)

欧州委員会の決定について

当社は、欧州における電解コンデンサの販売に関して欧州競争法に違反の疑いがあるとして、欧州委員会 (European Commission) の調査を受け、以降同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、同委員会は、平成 30 年 3 月 21 日 (ブリュッセル時間) に、欧州競争法違反行為があったとして、当社に対して 18,162,000 ユーロ (約 23 億 5 千万円) の制裁金の支払を課すことを決定しました。また、欧州委員会から正式通知を数日中に受領する予定です。

当社といたしましては、決定の内容を十分精査の上、適切な対応を執ってまいります。

本件に関し、株主様をはじめとする関係者の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

しかしながら、本件につきましては、平成 30 年 2 月 26 日に発表いたしました、「太陽誘電株式会社への第三者割当増資による新株式の発行」(50 億円)により、平成 30 年 3 月 29 日開催の第 82 回定時株主総会の決議を経て、4 月初旬に資本の増強が図られるため、対処が可能で、資本の健全性が確保されるものと考えております。

当社は法令順守を重要な課題としてコンプライアンス体制の拡充を進めてまいりましたが、今後更なる徹底を図り、皆様の信頼回復に努める所存でございます。

なお、上記制裁金につきましては、平成 30 年 12 月期第 1 四半期決算において、特別損失の独占禁止法関連損失に計上する予定です。

以上